

京都市はぐくみプラン<2025-2029>
(京都市子ども・若者総合計画)

表紙裏

京都はぐくみ憲章 を掲載
(その他、こども大綱の理念などを挿むことも検討)

京都市はぐくみプラン<2025-2029>策定に当たって
(京都市子ども・若者総合計画)

(市長挨拶を掲載)

市長顔写真

京都市長 松井 孝治

目 次

第Ⅰ部 計画の趣旨

- 1 計画の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 京都市の特色
- 5 子ども・若者やその家庭を取り巻く現状
- 6 策定の基本理念
- 7 目指すべきまちの姿

第Ⅱ部 具体的方策

第1章 今プランにおける重要事項（論点）

- 1 子ども・子育てにやさしい社会づくり
- 2 子ども・若者の意見反映
- 3 「居場所」と「出番」
- 4 子どもの育ち
- 5 多様な支援ニーズへの対応

第2章 施策の体系

1 ライフステージを通した施策

- (1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
 - ア 社会全体での認識共有
 - イ 子ども・若者の社会参画促進や意見反映の機会充実
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) 特に支援を要する子ども・若者やその家庭への支援
 - ア 貧困家庭の子ども・若者への支援
 - イ 障害のある子ども・若者への支援
 - ウ 児童虐待対策・社会的養育の推進
 - エ ヤングケアラーへの支援
 - オ ひとり親家庭支援
- (4) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

2 ライフステージに応じた施策

子どもの誕生前から幼児期まで

- (1) 妊娠前から支える、安心して妊娠・出産できる環境づくりと切れ目がない保健・医療の提供
 - ア 安心して妊娠・出産できる支援の充実と体制強化
 - イ 乳幼児や子育て家庭の健やかな成長のための場づくり

(2) 幼児教育・保育

- ア 幼児教育・保育の体制確保と質の向上
- イ 多様な幼児教育・保育の提供と質の向上

学童期から思春期まで

(3) 子どもの教育環境

(4) 多様な居場所づくりとからだ・こころのケア

思春期から青年期へ

(5) 若者の自己成長と社会参画

- ア 多様なライフデザイン形成への支援
- イ 若者が持つ多様な力を活かした社会づくり

3 子育て当事者を支える施策

(1) 子ども・若者、子育てにやさしい「こどもまんなか社会」づくり

- ア 子ども・若者を支える地域のネットワークづくり
- イ こどもまんなかまちづくり
- ウ 実現に向けた人材育成
- エ 機運醸成と情報発信

(2) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

(3) 地域子育て支援と家庭教育支援

(4) 「真のワーク・ライフ・バランス」の促進

第3章 各種需給計画 ~ニーズとサービス量の見込み~

1 子ども・子育て支援事業計画

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 幼児教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (4) 幼児教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- (5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

2 障害児福祉計画に掲げる数値目標

3 社会的養育推進計画に掲げる数値目標

- (1) 代替養育（施設入所・里親等への委託）が必要な子どもの数
- (2) 一時保護が必要な子どもの数の見込み

第三部 計画の推進に当たって

1 計画の進捗管理

2 計画の進捗状況を示す指標

第Ⅰ部 計画の趣旨

第Ⅰ部では、今プラン策定の背景や、本市が置かれている状況などを整理し、今プランの意義や目指す姿などについてお示しします。

特に、「基本理念」や「目指すべきまちのすがた」は、子ども・若者から聴取した意見を反映し、作成しています。

- ・コラムか写真を掲載
- ・子ども・若者などの用語定義

1 計画の背景

京都市では、子どもや若者を「社会の宝」として健やかで心豊かに育む社会を築くための共通規範である「京都はぐくみ憲章」（2007年（平成19年）2月制定）のもと、「京都はぐくみプラン」を策定し、着実に推進してきました。

その結果、例えば保育所等では11年連続、学童クラブ事業では13年連続で待機児童ゼロを達成するなど、大きな成果も挙げてきました。

しかしながら、この5年間は、虐待・貧困・障害・ヤングケアラー等の支援ニーズはより一層増大・多様化しています。

また、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したとはいえ、コロナ禍による人々の生活様式の変化、物価高騰等の影響により、子育て環境を取り巻く状況は厳しさを増しており、国全体で少子化がさらに進行するとともに、本市においては、20代後半から30代後半の子育て世代を中心とした人口流出も課題となっています。

そうした中、令和5年4月には、こども基本法の施行に併せこども家庭庁が発足し、全ての子ども・若者がウェルビーイングな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」に向けた様々な取組が行われつつあります。

また、「こども未来戦略」が策定され、次元の異なる少子化対策も推進されています。

こうした中、本市においても、令和7年度から令和11年度までの子ども・若者に係る総合的な計画として、「京都市はぐくみプラン〈2025-2029〉」を策定し、子育て環境の更なる充実や妊娠前から子ども・若者まで、切れ目ない支援を一体的・総合的な支援を更に推進することで、「こどもまんなか社会」を実現してまいります。

なお、本計画は、これまで進めてきた京都市はぐくみプランに、こども家庭庁が求めるこども計画を含めることで、子ども・若者に関する新たな総合計画として、策定を行うものです。

策定に当たっては、子育て中の保護者、子ども・子育て支援や若者支援に関する事業の従事者、学識経験者、市民公募の若者等で構成する「京都市はぐくみ推進審議会」において調査審議を行うとともに、子ども・若者からの意見聴取を行い、計画の内容にも反映しています。

2 計画の位置付け

京都市の子ども・若者に係る総合的な計画であり、次の法定計画等に位置付けるとともに、教育分野の計画や大綱とも整合を図るものです。

3 計画期間

令和7年度～令和11年度

4 京都市の特色

京都では、先人たちによって、伝統的に次のような風土が培われてきました。

- ・ 地域で力を合わせ、日本で初めて小学校を作った「人づくりを大切にする風土」
- ・ 子どもや若者を社会の宝として「社会全体で大切に育む風土」
- ・ 子どもや若者が将来に希望を持って「自己成長していくことができる風土」

また、2006（平成18）年度には、市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支え、見守るための行動規範として「京都はぐくみ憲章」が市民主導で制定されています。

こうした観点から、京都市の特色は、次のように表すことができます。

京都ならではの市民力・地域力・文化力を礎とした「はぐくみ文化」

5 子ども・若者やその家庭を取り巻く現状

- 状況1 虐待、貧困、障害等の支援ニーズの増大・多様化
- 状況2 子ども・若者の居場所の現状
- 状況3 少子化の進行・人口減少
- 状況4 若者が抱える困りごとや想い
- 状況5 子育て・家庭生活に係る当事者の意識

6 策定の基本理念

誰一人取り残さず、全ての子ども・若者が、京都ならではの文化を感じながら、社会全体で愛され、見守られ育つとともに、将来への希望を持って社会参画し成長することで、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるまちを実現します。

また、少子化の進行・人口減少などの喫緊の課題がある中、結婚・出産・子育ての希望を持つ全ての人の想いを叶えるため、子ども・若者に加えて、子育て当事者（や子育て支援者）もまんなかに据え、子育て・教育環境の充実や「妊娠前から子ども・若者までの切れ目ない支援」をより一層推進し、市民第一主義の「選ばれるまち京都」を実現します。

7 目指すべきまちの姿

子どもと家庭の幸福を市政の柱に据え、府市協調で「子育て・教育環境 日本一」を実現

また、これを通じて、国連が定めたSDGs（持続可能な開発目標）の理念

「誰一人取り残さない」を具現化するとともに、あらゆる危機を乗り越えて将来にわたって人々がいきいきと暮らせる「レジリエンス」のある社会も実現していきます。

第Ⅱ部 具体の方策

第Ⅱ部では、今プランにおける重要事項（論点）とその対応について第1章で記載します。また、第1章の取組を含め、第2章で子ども・若者やその当事者などへの施策を体系的に整理し、お示しします。

また、第3章では、策定期間中の子ども・子育てを支援する事業に関する必要量の見込みなどを定める「子ども・子育て支援事業計画」についてお示しします。

なお、施策内容や支援事業計画の詳細は、別冊としてとりまとめ、インターネット上において公開しています。

公開 HP 詳細、二次元コード

コラムか写真を掲載

第1章 今プランにおける重要事項（論点）

1 子ども・子育てにやさしい社会づくり

こどもまんなか社会とは、「全ての子ども・若者が、自身が置かれている環境に関係なく、身体的・精神的・社会的に、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で健やかな成長と生活ができる社会」のことです。

こどもまんなか社会の実現には、子ども・若者施策の充実はもちろんですが、子育て当事者や子育て施策・サービスの担い手、当事者となろうとする人など、全ての関係者が、気兼ねなく利用できる支援制度や、社会全体で支えられる環境を充実させていく必要があります。

少子化や人口減少問題など、全国的な課題への対応とともに、京都に住みたい、住んでよかったと思っていただける風土づくりを進めていきます。

【取組の方向性】

- ◇ 子ども・若者に関する経済的負担の更なる軽減を推進します。
- ◇ 住宅、学校、職場、子育てなどの様々な場面において、施設や設備といったハード面とサービスといったソフト面の両面から、全庁横断的に子ども・若者や子育て当事者を支えていきます。
- ◇ 「こどもまんなか社会」・「選ばれるまち京都」の実現に向け、オール京都の体制で、社会全体の機運・意識を醸成していきます。

【具体的な施策】

1 経済的負担の更なる軽減への取組

2人目以降の保育料無償化、子ども医療費助成制度の充実 など

2 子育て世代にやさしいまちづくり

・ 住宅の支援

若年・子育て世帯の定住・移住の促進（京都安心すまい応援金、「こと×こと」（若者・子育て応援住宅）など）

・ 多様な遊び場の拡充

こどもまんなか公園魅力アッププロジェクトの推進

全天候型の遊び場の確保 など

・ 子ども・若者が安心して集える環境づくり

西京極総合運動公園の再整備事業、民間保育所等の老朽化対策 など

・ 社会全体であたたかく見守り支えあう機運の醸成

京都はぐくみ憲章の周知・啓発、京都はぐくみネットワークによる子育て応援の実践、オール京都の推進体制による子育て当事者を見守り支え合う機運の醸成 など

3 教育環境の充実

中学3年生での30人学級などの少人数教育 など

4 子育て・教育に関する情報発信の充実

子育て支援ポータルサイト「はぐくーも KYOTO」や「京都はぐくみアプリ by 母子モ」などによる、子育て支援施策やイベント情報などの情報発信の充実

2 子ども・若者の意見反映

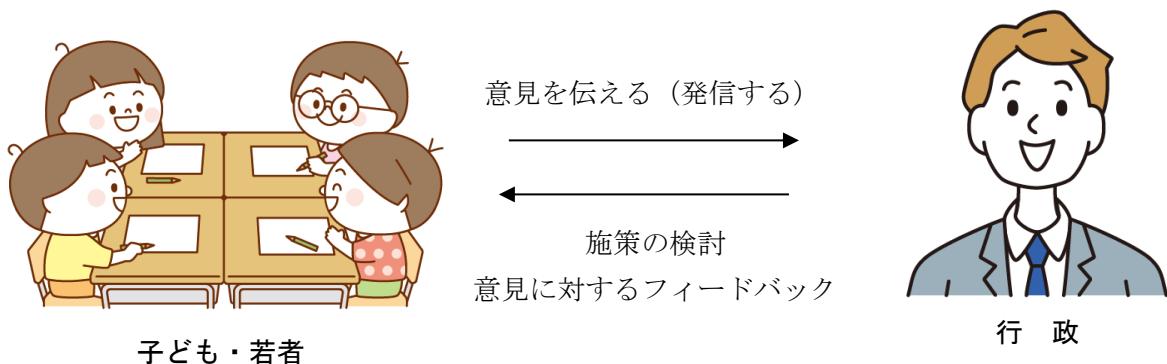
令和5年4月、こども基本法が制定され、子ども・若者の政策を策定・実施などをするにあたっては、その意見を幅広く聴取し、反映させることが各自治体に義務付けられました。

本市においても日々の運営の中における生の声の聞き取りなど、事業個別では意見の聴取を行ってきましたが、本市市政や施策に関して、子ども・若者からより幅広く意見を聴き、反映していく仕組みづくりが重要です。

まずは、子ども・若者が自由に意見を発信できる豊かな土壌の醸成を目指し、発信された意見などの反映プロセスを透明化しつつ、あらゆる手段・ツールを活用しながら、意見の聴取とその反映に取り組んでいきます。

【取組の方向性】

◇ まずは、子ども・若者が意見を発信しやすい環境づくりに取り組みます。



◇ プラン策定以降も、子ども・若者から継続的に意見を聴き、施策に反映できる仕組みづくりに取り組んでいきます。

【具体的な施策】

- ・ 京都市児童館学童連盟をはじめとする関連施設と連携した、子どもからの意見聴取プロセスの検討
- ・ ユースカウンシル京都等の若者団体と連携した、若者からの意見聴取プロセスの検討
- ・ パブリックコメントの実施
- ・ 子ども・若者向けパブリックコメントの手法検討と実施

3 「居場所」と「出番」

令和5年12月、「子どもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、その中において、子ども・若者の居場所とは以下のとおりとされています。

- ① 子ども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、子ども・若者の居場所となり得ること
- ② その場や対象を居場所と感じるかどうかは、子ども・若者本人が決める

本市においても、子ども・若者の視点に立ち、その声を聴きながら、安心・安全で、本市や地域の特性が活きる、各々のライフステージに応じた切れ目ない「子どもまんなか」の居場所と出番づくりをさらに推進していきます。

【取組の方向性】

- ◇ 今まで本市が取り組んできた居場所づくりでつくってきた居場所は、指針を踏まえ、改めて子ども・若者の意見を聴きながら運営を行っていきます。
- ◇ 地域の施設・資源を活かし、子ども・若者の居場所について充実させていきます。

【具体的な施策】

- ・ 学童クラブ事業や放課後まなび教室による、安心・安全な放課後の居場所の充実と出番づくり
- ・ 児童館や青少年活動センター等による、子ども・若者の居場所と出番づくり
- ・ 子ども食堂など、自主的な子どもの居場所づくりの取組への支援
- ・ 地域の施設・資源を活かした子ども・若者の居場所と出番づくり

地域資源を活かした子ども・若者の居場所と出番づくり

イメージ図を掲載

4 子どもの育ち

令和5年12月、「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」が閣議決定され、その中で幼児期までの子どもの育ちには、以下の「安心」と「挑戦」の繰り返しが重要とされています。

- ① 子どもが不安な時などに、身近な大人がその気持ちを受け止め、子どもへ寄り添うことで「安心」の土台となる「アタッチメント（愛着）」を形成
- ② 「安心」の中で多様な子ども・大人や、モノ・自然などの環境との出会いなどの豊かな「遊びと体験」を通した「挑戦」

これを踏まえ、本市では、保育の質の充実に引き続き重点的に取り組むことで、子育て当事者や保育者、子育て支援者などが子どもの育ちに寄り添うことのできる環境を実現していきます。

また、「京都ならでは」の多様な「遊びと体験」を通じた豊かな育ちが保障される社会の実現を目指します。

【取組の方向性】

- ◇ 「こどもまんなか」の視点を加え、本市独自での保育士加配など、引き続き幼児教育・保育の質の向上や、未就園児を含めたすべての乳幼児の子育て支援に取り組み、子どもの育ちに寄り添うことのできる環境を実現していきます。
- ◇ また、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援に取り組んでいきます。
- ◇ さらに、子どものうちから伝統的な文化芸術や伝統産業などに触れられるといった、本市ならではの強みを活かした「遊びと体験」の機会拡大と、内容の深化・充実を検討し、取り組んでいきます。

【具体的な施策】

1 幼児教育・保育の質の向上

- ・ 保育を必要とする児童に対する国基準を上回る職員配置と処遇改善の維持・向上
- ・ こども誰でも通園制度の実施
- ・ 「マイ保育園・こども園」「マイ幼稚園」事業の推進
- ・ 民間保育所等の老朽化対策 など

2 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援

- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室（こども家庭センター）の専門性を活かした親子アタッチメント形成への支援
- ・ 医療機関等との連携による妊娠前からの切れ目ない支援の推進
- ・ 乳幼児健康診査や訪問・面談などの機会を活かした伴走型の支援の推進 など

3 「京都ならでは」の様々な「遊びと体験」

- ・ 京都ならではの伝統文化教育など、「ほんもの」の文化・芸術に触れる機会の創出（全小学校での茶道・全中学校での華道体験）
- ・ 「ようこそアーティスト」、「ようこそ和の空間」の各事業などによる、子どもたちが文化・芸術に触れる機会の創出
- ・ 「京の「匠」ふれあい事業」による、伝統産業の制作体験機会の創出
- ・ 広報紙及びウェブサイト「あつまれ！京わくわくのトビラ」による子ども・親子向け体験イベント情報の発信
- ・ 「KYOTO ART BOX for KIDS」による子ども向けアート情報の発信 など

5 多様な支援ニーズへの対応

全国的に、貧困家庭や障害、児童虐待、ヤングケアラーなど、支援ニーズや抱える課題は複雑化・複合化し、グラデーション状に広がっています。

そうしたニーズや課題に対応するためには、このプランだけではなく、地域共生社会の実現を目指す「京・地域福祉推進指針」や「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」など、関連する分野別計画との連携が不可欠です。

前プランから推進してきた取組を継続しつつ、関係する分野別計画と連携しながら、地域の中で支え合う取組が生まれやすい環境づくりと、緩やかなつながりによって見守るセーフティーネットの強化を図るとともに、行政・支援機関等が包括的に受け止め、連携・支援する体制を強化していきます。

【取組の方向性】

- ◇ 関連する分野別計画と連携しながら、複雑化・複合化する課題に対応していきます。
- ◇ 各区役所・支所子どもはぐくみ室や児童福祉センターを中心に、国・府の関係機関や児童福祉施設等とも連携し、包括的な支援を提供する体制の整備を進めています。

【具体的な施策】

1 複雑化・複合化する課題への対応

- ・ 養育支援家庭への支援
- ・ ヤングケアラーの実態把握と支援
- ・ ひとり親家庭の負担軽減のための支援
　　学習支援、就労支援、貸付金の実施 など
- ・ 社会的養育の推進
　　里親等委託の推進、特定妊婦等への支援の強化 など

2 行政・支援機関などと連携した包括的な支援体制の整備

- ・ 児童虐待防止対策の推進
　　各区役所・支所子どもはぐくみ室及び児童福祉センターを中心とした個別支援の強化
- ・ はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプランの推進（障害児福祉分野施策との連携）
- ・ 京・地域福祉推進指針の推進（重層的支援体制整備事業など、福祉分野施策との連携）

第2章 施策の体系

施策の体系の中では、具体的な施策を包括した「主な取組」として、施策を取りまとめた取組方針を記載しています。

具体的な施策は、〇〇ページに記載の「施策一覧」にて整理しています。

1 ライフステージを通した施策

(1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

ア 社会全体での認識共有

子ども・若者が権利の主体であることについては、これまでから京都はぐくみ憲章の推進に係る取組をはじめ、教育段階から人権教育や啓発を行い、その認識共有を行ってきました。

今日、こども基本法の制定など、国を挙げてその重要性が顧みられています。本市としても、子ども・若者が権利の主体であることを再認識し、こどもまんなかの視点で理解の促進に社会全体で取り組んでいきます。

【主な取組】

- ・人権や児童虐待について、市民や企業・団体など社会に向けた各種啓発事業
- ・自立し、よりよく生きるための基盤を養う道徳教育や自然体験などを通した、義務教育段階から豊かな人間性や社会性をはぐくむ取組
- ・子ども・若者が気軽に利用できる相談窓口等の整備・周知

など

イ 子ども・若者の社会参画促進や意見反映の機会充実

子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有などに加え、子ども・若者を社会の一員として、その参画機会拡大と意見の市政反映をさらに進めていく必要があります。

子ども・若者が主体となって活動する団体をはじめ、就学前児童と接する保育園等の施設職員や、就学後児童と接する児童館等職員、施設が所在する地域のほか、本市各部局に横ぐしを刺し、内外問わず連携を強化し、その機会拡大と意見の反映を推進していきます。

【主な取組】

- ・市政や施策等に対するパブリックコメントなどによる子ども・若者の幅広い意見聴取とその反映
- ・京都市はぐくみ推進審議会といった、施策に関する議論の場等への参加促進を図るなどにより、若者の社会参画の機会を拡充

など

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」をはじめ、多様な「遊び」と「体験」が子ども・若者の生涯にわたるウェルビーイング向上の土台を作る、とされています。

これまでから行ってきた「京都ならでは」の伝統的な文化芸術や伝統産業に触れる機会や、各地域で行われる多様な特色ある体験についても、乳幼児から触れられるような取組や施策となるよう、引き続き推進していきます。

また、多様化する社会への理解促進や教育の推進を図り、多様な子ども・若者がより一層活躍できる環境づくりを行っていきます。

【主な取組】

- ・「京都ならでは」の文化芸術や伝統芸能、伝統産業など、本市の特色を活かした多様な体験機会の創出
- ・若者の地域交流事業など、市民・地域で企画・実施される多様なジャンルの取組の実施やその取組の周知広報
- ・アントレプレナーシップ（起業家）教育やグローバルリーダー育成研修等、多様化する社会での活躍に資する教育の推進
- ・外国籍の子ども・若者への支援や、多様な性のあり方などの周知啓発

など

(3) 特に支援を要する子ども・若者やその家庭への支援

ア 貧困家庭の子ども・若者への支援

貧困及び貧困の連鎖によって、子ども・若者の将来が閉ざされることが決してあってはならないという考え方のもと、経済的支援だけではなく生活習慣や学習、地域や社会とのつながり、安心して過ごせる居場所の確保など、引き続き様々な角度からの支援を行います。

また、子ども・若者やその家庭の状況・ライフステージに応じた切れ目のない支援とともに、子ども・若者が困難な状況にあっても未来に希望が持てるよう、社会的に自立できるための支援を含め、地域、関係機関とも相互に連携を深めながら、総合的・継続的に推進します。

【主な取組】

- ・就学援助制度や児童扶養手当など、経済的困難を抱える子ども・若者やその家庭に対する経済的な支援
- ・子ども食堂等の居場所づくりを通じた、より多くの地域における「気づきの窓口」の展開と支援と学習支援
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、区役所・支所子どもはぐくみ室などによる一体的な相談支援と自立相談支援

など

イ 障害のある子ども・若者への支援

障害のある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、専門的支援が必要な子どもや若者とその家族への対応のための連携体制や経済的な支援を推進していきます。

また、インクルーシブ教育の理念に基づき、家庭や地域の理解を得ながら、同じ地域や同じクラスの仲間として共に学び、支え合えるような交流及び共同学習と、一人一人のニーズに応じたきめ細かな切れ目のない支援を福祉、医療、保健等の関係機関とも連携して推進していきます。

【主な取組】

- ・地域障害児支援体制強化事業をはじめとした、子育て支援施設などを含めた地域におけるインクルージョンの推進
- ・総合支援学校を核としたきめ細やかな教育の推進と、育成学級の設置や通級指導教室などの充実
- ・区役所・支所子どもはぐくみ室や児童福祉センター、関係機関における就学支援シートなどを活用した就学相談体制の充実
- ・長期療養児や医療的ケア児等に対する区役所・支所子どもはぐくみ室や関係機関、支援機関が連携した地域での支援体制の推進
- ・特別児童扶養手当や障害児福祉手当による経済的な支援

など

ウ 児童虐待対策・社会的養育の推進

虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況などを踏まえ、すべての子どもの命を守り抜き、健やかに育むため、学校や地域の関係機関と連携した「寄り添い支援」と「子どもの安全確保と虐待を受けた子どもへの重点的な支援」の両方の充実を図ります。

また、社会的養護を必要とする全ての子ども・若者が適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障（特別養子縁組等による永続的な家庭環境の保障）の観点を踏まえ、子どもの最善の利益を目的とし、地域・里親・施設でのそれぞれの支援体制の強化を行います。

【主な取組】

- ・区役所・支所子どもはぐくみ室による、すべての妊娠婦・子育て世帯・子どもに対するより一層の一体的な相談支援の推進
- ・子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の充実
- ・児童相談所が関わる子どもへの意見聴取及び「子どもの権利ノート」の活用等をはじめとした意見表明支援による子どもの権利擁護に係る環境整備の推進（意見聴取、フィードバックなど）
- ・「^こCOCO^こ・てらす」をはじめとした児童福祉センターの環境改善と児童虐待対応や相談支援の推進
- ・里親・ファミリーホームへの支援の推進や、乳児院・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換などの推進
- ・望まない妊娠、思わぬ妊娠をした方が一人で悩まず早めに相談できるよう、SNS等で相談ができるとの周知啓発、利用の推進

など

エ ヤングケアラーへの支援

いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども・若者本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいといわれています。

本市としても、「京都市ケアラー支援条例（仮称）に基づき、その実態把握を進めながら、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援とその必要性の周知啓発を行っていきます。

【主な取組】

- ・「ヤングケアラー」の社会的認知度向上のため、ポスター掲出をはじめとした周知啓発の実施
- ・多様な関係機関が情報共有・連携できるよう、関係機関向け研修会の実施
- ・訪問支援モデル事業の実施結果に基づいた、訪問支援事業の全区展開

など

オ ひとり親家庭支援

母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭は、経済的に厳しい家庭が多いほか、経済状況に関わらず子育てと生計の維持を保護者一人で担い、育児や家事の負担等の子育てに課題を抱えやすい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、ひとり親施策推進の拠点「京都市ひとり親家庭支援センター」（愛称：ゆめあす）を中心に、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげができる相談支援体制を強化し、関係機関と連携しながら就労支援・経済的支援などを推進します。

【主な取組】

- ・児童扶養手当やひとり親家庭等医療費などの支給をはじめとした、経済的支援の実施
- ・ショートステイ・トワイライトステイや日常生活支援事業などによる、日々の子育てなどの負担軽減
- ・ひとり親家庭等就業・自立支援事業や市営住宅への優先入居などによる、ひとり親家庭が置かれる困難な状況への支援

など

(4) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、子ども・若者への自殺対策を推進する必要があります。府市協調で相談窓口の充実などを推進し、体制強化を図りながら、自殺総合対策大綱及び子どもの自殺対策緊急強化プランに基づく総合的な取組を進めていきます。

また、インターネット上の有害情報などをきっかけとした犯罪被害といった問題が起きています。性犯罪や性暴力対策や犯罪被害防止の取組と両輪に、学校や警察などとの連携を図り、非行防止教育などを推進します。

また、日本版 DBS やチャイルド・デス・レビュー（CDR）など、国が進める施策を一丸となって検討・推進します。

【主な取組】

- ・全小中学校における一人一台端末を用いた心の健康観察システムの導入検討や、多様な相談窓口の充実など、自殺対策への取組を推進
 - ・情報モラル教室や非行防止教室、プレコンセプションケアなど、義務教育段階からの各種犯罪被害を防止する教育の実施と周知啓発
 - ・親子のための相談 LINE や保護者学習会などによる家庭環境からの抑止力強化
 - ・子ども家庭庁主導での日本版 DBS 導入などへの協力や情報提供
- など

2 ライフステージに応じた施策

子どもの誕生前から幼児期まで

(1) 妊娠前から支える、安心して妊娠・出産できる環境づくりと切れ目のない 保健・医療の提供

ア 安心して妊娠・出産できる支援の充実と体制強化

妊娠出産期は、妊娠婦本人の身体的・心理的变化に加え、家庭・乳幼児などに関する課題などを抱えやすい状況にあります。

そういう不安や課題などに対応するため、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行う「こども家庭センター」として区役所・支所に設置している子どもはぐくみ室の相談対応機能を最大限に発揮し、妊娠前から育児期まで切れ目のない支援を行います。

また、子育て家庭を身近な地域で支えるため、医療機関をはじめとした関係機関との連携と体制確保を図ります。

【主な取組】

- ・区役所・支所子どもはぐくみ室による、切れ目のない寄り添った相談支援
- ・伴走型相談支援における妊娠相談事業や妊娠婦健康診査受診券の交付により、妊娠等の心身のケア及び出産に向けた支援の推進
- ・乳幼児健康診査や新生児聴覚検査、先天性代謝異常等検査など、子どもの疾病・障害の早期発見や早期治療・療育につなげる取組の推進
- ・産後ケアや新生児訪問指導を通して、母親の心身のケアや育児サポート、子どもの発育フォロー等の実施
- ・子ども医療費支給制度の推進・拡充による支援
- ・乳幼児健康診査や親子の健康づくり講座等を通じた、保育、栄養、歯科、心理発達面等への多角的な相談支援と、地域父母間の交流促進及び育児不安の軽減

など

イ 乳幼児や子育て家庭の健やかな成長のための場づくり

「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」に基づき、幼児期までの子どもの育ちを切れ目なく保障するとともに、幼児教育・保育施設等における「京都ならでは」の「遊びや体験」などの機会充実と場の提供に取り組みます。

また、親の就業の状況にかかわらず、乳幼児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、子育て家庭の身近な地域における子育て支援活動の展開と、幼稚園、認定こども園や保育園、児童館や乳幼児親子のつどいの広場など、地域の様々な子育て支援拠点を通じた相談の場の提供や支援を行います。

【主な取組】

- ・能や狂言など、「京都ならでは」の伝統文化や芸術などに触れられる機会提供と充実
- ・「マイ保育園・こども園」「マイ幼稚園」事業や、児童館・乳幼児親子のつどいの広場、こどもみらい館といった子育て支援拠点などにおける、親子の居場所づくりと子育ての各種相談といった子育て支援や幼児・保護者同士の交流の場・機会の提供
- ・公園や子どもの遊び場などの整備と維持管理の充実

など

(2) 幼児教育・保育

ア 幼児教育・保育の体制確保と質の向上

幼児期の教育・保育は、子どもの健全な心身の発達や人格形成の基礎を培う重要なものであり、京都市ならではの質の高い教育・保育を引き続き提供できるよう、質の充実を図ります。

また、幼保小接続の観点から、質の高い幼児教育・保育を保障しながら、乳幼児期における学びと育ちを小学校に円滑につないでいくための多様な取組について、関係団体との連携のもと継続的に進めます。

【主な取組】

- ・質の高い幼児教育・保育を提供するため、国基準を上回る職員配置や保育士等の処遇改善の維持・向上
- ・キャリアアップ研修をはじめとした保育士等への研修の実施
- ・認可外保育施設への指導・助言や給食関係者への研修会実施・巡回など、安心・安全な保育環境等の提供
- ・就学前施設等と小学校との、子ども・児童や教職員・保育士等の交流促進などによる円滑な幼保小連携の推進
- ・民間保育所等の老朽化対策

など

イ 多様な幼児教育・保育の提供

利用者の多様な働き方やライフスタイルの変化による教育・保育ニーズに応えるため、保育園・認定こども園・幼稚園等におけるこども誰でも通園制度や一時預かり事業、病児・病後児保育などの取組を進めるとともに、障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもの受入促進など、多様な幼児教育・保育の提供を進めます。

また、人間性の形成や心身の健全育成を図るため、乳幼児期における発育・発達過程に応じた食育の推進とともに、安心・安全を確保するため引き続きアレルギー対応等についても取組を進めます。

【主な取組】

- ・こども誰でも通園制度の実施
- ・病児・病後児保育の安定的な運用
- ・医療的ケア児保育支援事業の実施などによる、困難を抱える子どもの受入支援
- ・食物アレルギーや宗教など、子どもの状況に応じたきめ細かな給食提供のための支援

など

学童期から思春期まで

(3) 子どもの教育環境

ア 子どもたちが夢と志を持って可能性に挑戦するために必要な力をはぐくむ教育の推進

子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育を基盤として、多様な他者と協働しながら、自ら問いを立て、主体的に課題を発見・解決できる持続可能な社会の担い手として必要となる資質や能力を育みます。あわせて、地域や伝統文化・伝統産業への誇りを培い、多様な文化や価値観を認め、互いに尊重し合い助け合う態度を育成します。

また、一人一台端末やデジタル教科書の活用、子どもたちが将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に継続して取り組むことができる環境の整備を進めます。

【主な取組】

- ・全市立学校における茶道・華道体験の機会創出などをはじめとした、「京都ならでは」の伝統文化・伝統産業などの教育の推進
- ・インクルーシブ教育の理念に基づく特別支援教育の充実など、一人一人のニーズに応じた教育の推進
- ・「KYOTO×教育 DX ビジョン」の下、一人一台端末を活用した ICT の活用などで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、同ビジョンに掲げる姿を目指す姿を実現するための取組の推進
- ・放課後まなび教室など、地域と協働した取組の推進
- ・学校部活動及び地域クラブ活動の在り方見直しによる、スポーツ・文化芸術活動の環境整備

など

イ 安心・安全な教育環境の確保

持続可能で質の高い教育環境と学校指導体制の充実に向け、環境や防災に配慮した誰もが安全・安心に活用できる施設環境の整備を図ります。

また、いじめは、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるとの認識の下、いじめの防止に取り組みます。

加えて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置により、いじめや不登校などの課題解決に向けた、心理的・福祉的な視点からの支援を推進するとともに、教室に入りにくい子どもたちの学習機会や安心できる場所の確保のため、校内サポートルームを整備し、学習支援等を担う「子ども支援コーディネーター」の中学校ブロックへの配置を進めます。

【主な取組】

- ・京都市学校施設マネジメント計画に基づく、学校施設の安全確保、長寿命化改修や防災機能強化
- ・「京都市いじめ防止等に関する条例」などに基づく取組の推進をはじめとした、いじめの防止に向けた学校づくりの推進
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置によるいじめや不登校などの相談・支援
- ・校内サポートルームの整備と子ども支援コーディネーターの配置による不登校児童生徒などへの支援

など

ウ 成年を迎える若者への情報提供と教育

子ども・若者が社会の中で成年として自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることができるよう、社会的・職業的自立に向けた体験教育の実施や、職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動などを行います。

また、消費者の権利と責任について理解できるよう、教育機関や関係団体と連携した消費者教育の推進を図ります。

【主な取組】

- ・消費生活総合センターを中心とした、消費者教育の実施
- ・「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業など、社会的・職業的自立に向けた学習活動の実施
- ・子ども議場見学など、将来の主権者としての意識をはぐくむ取組の実施

など

(4) 多様な居場所づくりとからだ・こころのケア

ア 子ども・若者の目線に立った多様な居場所づくり

全ての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要です。児童館や放課後まなび教室、青少年活動センターなど、様々な居場所を、子ども・若者の声を聴きながらその充実を図っていきます。

また、安心・安全な居場所づくりを、家庭・地域・学校・関係団体・行政がしっかりと連携しながら、様々な社会体験や生活体験、自然体験の提供に取り組み、児童の健やかな成長を支え、豊かな感性を育むことができる居場所を提供していきます。

【主な取組】

- ・学童クラブ事業待機児童ゼロを前提とした学童クラブ事業と、同事業と放課後まなび教室との連携など、安心・安全な放課後の居場所の提供
- ・児童館や青少年活動センターなど、子ども・若者が安心して過ごせる居場所の提供
- ・児童館での中高生世代と乳幼児との交流活動や学習支援事業など、居場所における多様な体験機会の確保
- ・本市事業や施設におけるボランティア活動の促進など、居場所と地域が連携した取組の推進

など

放課後の子どもの居場所について

※ 放課後児童対策パッケージに係る内容を記載

イ 相談体制の充実と保健・医療の提供

思春期を迎える子ども・若者に対し、将来を見据えたこころとからだの健康づくりに関する知識の習得や体験等の機会を提供することにより、次世代を担う意識の醸成を図るとともに、進路やライフデザインに迷う子ども・若者に対し、区役所・支所子どもはぐくみ室やスクールカウンセラーなどによる相談支援を行います。

また、子どもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制を確保します。

【主な取組】

- ・中学校・高等学校等でのプレコンセプションケア（将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと）の実施
- ・性に関する教育や、性感染症予防・検査に関する窓口・電話等での相談受付
- ・思春期を迎える子どもたちに、将来に向けたライフデザインの検討機会の提供
- ・休日夜間、平日準夜帯における医療体制の確保

など

思春期から青年期へ

(5) 若者の自己成長と社会参画

ア 多様なライフデザイン形成への支援

思春期及び青年期は、社会の一員としての自主性の基礎を形成する大切な時期です。

若者が自己肯定感を育み、将来の生き方を自ら考え、仕事・結婚・子育て等の自らの希望するライフデザインを形成し実現できるよう、キャリア教育や地域若者サポートステーション等による若者への就労支援などを推進するとともに、経済団体などの関係機関と連携します。

また、社会生活を営む上で困難を抱える若者の早期発見や総合的な支援を行うため、関係部署間の更なる連携強化を図ります。

【主な取組】

- ・青少年活動センターを中心とした、若者へのキャリア教育や総合相談窓口による相談支援
- ・地域若者サポートステーションや京都市わかもの就職支援センターなどを通じた、地域企業への就職支援
- ・京都府による「きょうと婚活応援センター」をはじめとする、ライフデザインの実現に関わる関係各所との連携や要請
- ・経済団体に対して、人への投資の強化、賃上げの実現に向けた取組の推進について要請

など

イ 若者が持つ多様な力を活かした社会づくり

青少年活動センターが地域と若者を結ぶ拠点として、若者の活動につながる情報の発信や、地域特性をいかした特色ある事業を展開することにより、若者の様々な分野へのチャレンジを支援し、若者が地域活動などを通じて喜びや楽しみを感じるきっかけづくりとなるような取組を推進します。

また、若者の積極的な地域活動や市政への参加を促進し、若者が地域活動等を行うためのきっかけづくりや、若者文化を発信する機会の創出等の支援を行うことによる地域への愛着を育みます。

【主な取組】

- ・青少年活動センターなどによる、若者のボランティア活動や地域活動の促進
- ・東山 アーティスツ・プレイスメント・サービス（HAPS）などによる、若手アーティストへの支援

など

3 子育て当事者を支える施策

(1) 子ども・若者、子育てにやさしい「こどもまんなか社会」づくり

ア 子ども・若者を支える地域のネットワークづくり

本市ならではの市民力、地域力、文化力を礎として、市民が主体となり子どもたちを取り巻く今日の課題共有や、各団体との連携を通じた「京都はぐくみ憲章」の理念を地域に浸透させる取組を実践するなど、子どもを地域の宝として大切に育む「はぐくみ文化」を発展させる取組を進めてきました。

自治会・町内会や社会福祉協議会、民生児童委員、保護司をはじめとする地域との協働はもとより、子ども・若者を支援する関係機関・団体、学校、企業、市民、行政によるネットワークをより一層緊密なものとし、引き続き子ども・若者とその家庭を支援する取組を社会全体で推進していきます。

【主な取組】

- ・「京都はぐくみ憲章」の啓発・実践推進
- ・学校運営協議会や京都はぐくみネットワークなどによる、地域に根差した活動の一層の推進
- ・京都市はぐくみ未来応援事業など、寄附を通じた民間活力による子ども・若者の未来への支援

など

イ こどもまんなかまちづくり

子ども・若者や子育て当事者の目線に立ち、子ども・若者や子育て当事者にやさしい住環境への支援や施設の整備といった、「こどもまんなかまちづくり」を推進していきます。

特に、洛西地域や山科醍醐地域など、地域の活性化を重点的に取り組む地域などにおいて、子ども・若者が集う場やそのアクセスの確保、親同士や地域住民との交流機会を生み出す取組などを推進していきます。

【主な取組】

- ・洛西“SAIKO”プロジェクト、meetus 山科-醍醐など、特定地域の重点的な「こどもまんなかまちづくり」の推進
- ・若者・子育て応援住宅など、若年・子育て世帯の定住・移住の促進
- ・西京極総合運動公園の再整備などをはじめとした、公園の整備や維持管理の充実

など

ウ 「こどもまんなか社会」の実現に向けた担い手の育成・確保

幼児教育・保育に携わる方、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる方、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる方、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、子ども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図ります。

【主な取組】

- ・保育士や児童館職員など、子育て支援へ携わる施設職員への資質向上を目的とした研修等の実施
- ・新規の資格取得者の確保や再就職支援を目的としたイベント・研修など、担い手の確保に関する取組の実施
- ・地域における福祉教育やボランティア学習推進事業などによる、担い手となろうとする子ども・若者の育成

など

エ 機運醸成と情報発信

子ども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、家庭訪問等において助言や情報提供を行うとともに、子育て支援施設等の関係機関との連携を強化し、若い世代にとってなじみやすいSNS等や、スマートフォンアプリなどの多様なメディアも活用しながら、子育ての楽しさや素晴らしいほか、子育てに役立つイベント情報などについて発信します。

また、公共交通機関等における妊娠婦や乳幼児を連れた家庭に対する配慮や子育て応援の取組を行い、子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

【主な取組】

- ・子育て支援ポータルサイト「はぐくーも KYOTO」や「京都はぐくみアプリ by 母子モ」などによる、や子育て支援ポータルサイトなどによる、子育て支援施策やイベント情報などの情報発信の充実
- ・園庭開放や市営地下鉄へのベビーケアルームの設置など、子育てを応援する取組の実施
- ・「WE ラブ赤ちゃんプロジェクト」など、オール京都の推進体制による子育て当事者を見守り支え合う機運の醸成

など

(2) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

「妊娠前から子ども・若者までの切れ目ない支援」を推進するためには、ライフステージを通じて、子育て家庭の生活の安定や、子ども・若者の健やかな成長に資する継続的な取組が必要です。

社会全体で子育てを支え合う観点から、幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目ない経済的な支援や負担を軽減する取組を推進していきます。

【主な取組】

- ・児童手当や支援を必要とする世帯への国による給付など、経済的支援の実施
- ・子ども医療費支給制度や第2子以降保育料の無償化など、経済的負担の更なる軽減

など

(3) 地域子育て支援と家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めた全ての子どもと家庭を対象とする、地域やその家庭のなどの多様なニーズに応じた、地域全体で包括的な支援体制の整備を推進していきます。

また、子育て家庭が子育てに不安や悩みを抱える中で、地域のつながりの希薄化などによって、子育て中の親が孤立しやすい状況になっています。

子育て家庭が交流し共に学び合い、相談し合う機会を提供し、親が成長し合える環境づくりを推進します。

【主な取組】

- ・お祝いレターの提供やすくすく子育て応援事業による地域とのつながりを活かした情報提供
- ・「京・地域福祉推進指針」や「第9期京都市民長寿すこやかプラン」と連携した、地域での包括的な支援体制整備の推進
- ・乳幼児親子のつどいの広場や家庭教育講座などをはじめとした、子育て当事者の交流などの場の提供
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）の推進

など

(4) 「真のワーク・ライフ・バランス」の促進

子ども・若者の生き方の手本となるべき大人が、家庭・地域・職場でいきいきと楽しみながら輝くことができる社会を創ることが重要です。

家庭生活や仕事がともに豊かなものとなるよう、「職場」「家庭」「地域や社会」のそれぞれの場において意識変革を促すことはもとより、柔軟な働き方が実現できる労働環境の整備など「働き方改革」の取組を実践していきます。

【主な取組】

- ・家事・育児参画講座の実施等を通した、男性の家事・育児の参画推進
- ・仕事と子育ての両立に取り組む企業等の先進事例等の収集及び波及・浸透
- ・地域企業や学校、保育園、認定こども園、幼稚園など関係機関をはじめとした、各施設などにおける働き方改革の推進

など

第3章 各種需給計画～ニーズとサービス量の見込み～

1 子ども・子育て支援事業計画

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 幼児教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (4) 幼児教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- (5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

2 障害児福祉計画に掲げる数値目標

3 社会的養育推進計画に掲げる数値目標

- (1) 代替養育（施設入所・里親等への委託）が必要な子どもの数
- (2) 一時保護が必要な子どもの数の見込み

第三部 計画の推進に当たって

- 1 計画の進捗管理
- 2 計画の進捗状況を示す指標